

日本の動物園・水族館は博物館ではないのか？

——博物館法制定時までの議論を中心に——

瀧 端 真理子

Japanese Zoos and Aquariums ; Aren't They Really Museums ?

——Focusing on the Discussion until the Enactment of the Museum Act——

Mariko TAKIBATA

要 約

公益社団法人日本動物園水族館協会（JAZA）のシンポジウムでは、主催者側から現行博物館法の中に「動物園」「水族館」の言葉がないことが指摘され、将来的に「動物園水族館法」の制定を目指す考えが披露された。また、2013年に環境省では「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会」が2回開催され、この検討会では、「種の保存、環境教育等の公的役割を担う動植物園等を位置づける法制度」をつくることが目指されている。本稿では、動物園・水族館の法的根拠を考えるために、博物館法制定時までの議論を『博物館研究』掲載記事及び、『社会教育法制研究資料XIV』収録資料を中心に検討した。棚橋源太郎は博物館事業促進会設立当初から『博物館研究』誌上に動物園・植物園・水族館の記事を積極的に取り上げ、これらも博物館類似施設であると考えていた。戦後の博物館法制定時、日博協側はあくまで動植物園・水族館をも包含する法制定を目指す。一方、文部省側は当時の動植物園・水族館の営利を目的とした遊園地的・見世物的運営を念頭に、博物館法の対象から外すことを試みるが、最終的には博物館及び類似施設の持つ多様性から、一定の要件をかなえたものに博物館法を適用する方向へ舵を切る。逆に日本動物園水族館協会側は、教育委員会所管を嫌い、登録博物館にならずとも博物館法に規定された入場税免除等の特典を受けたいと望んだ。こうした関係三者の考え方のずれの背景には、日本の動物園・植物園・水族館が教育研究機関とみなされず、市民への厚生施設とみなされてきた問題がある。博物館法制定時に議論された「動物園は教育施設なのか、娯楽施設なのか」の問いがいまだに JAZA シンポジウムで繰り返されるのは、設置者が怠慢であるか、国の政策が欠如しているからである。

キーワード：動物園、水族館、博物館法、棚橋源太郎、
公益社団法人日本動物園水族館協会、JAZA

1. 問題の所在

2012年4月1日に公益社団法人となった日本動物園水族館協会（JAZA）は、広報戦略会議を設け、2013年2月から全国巡回方式（東京、熊本、京都、広島）で一般向けシンポジウム「いのちの博物館の実現に向けて－消えていいのか、日本の動物園・水族館」を開催している¹⁾。第1回目のシンポジウム（2月2日）の席上、主催者側から、現行博物館法の中に「動物園」「水族館」の文字がないことが指摘され、将来的に、「動物園水族館法」の制定を目指す考えが披露された。その後、第4回目のシンポジウム（11月2日）では、主催者側から「生物の多様性の保全をやっていく最前線の動物園・水族館の根拠となる法律を作ろうとしている」「環境省が動物園、水族館、植物園、昆虫館がどういう公的役割を持っているのか考えようという研究会を立ち上げ、環境省のWebサイトに公表されている」旨の発言があった。実際、2013年中に「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会」がすでに2回、開催されている。環境省自然環境局が公表している「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会の設置について」では、その設置の「趣旨、背景」に、「動植物園等は、博物館法に基づく登録制度の対象になっているものの、種の保存、環境教育等の公的役割を担う動植物園等を位置づける法制度は存在していない」と記されている²⁾。

一方、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（48基準）には、2003年に規制緩和の一環として数値規定が外されるまで、動物園、植物園、水族館に必要な施設及び設備や資料数が規定されていたため、博物館学的立場からは動物園、植物園、水族館が博物館法の下にあることは自明と考えられてきた。

動物園・水族館の法的根拠に関しては、①国際比較、②隣接諸分野での法整備状況、③歴史的経緯の解明、の3つのアプローチが考えられる。このうち本稿では、③に焦点を絞り、その中でも、博物館法制定時までの国内での議論を、博物館事業促進会（1931年に日本博物館協会と改称）発行の『博物館研究』掲載記事及び、日本社会教育学会社会教育法制研究会『社会教育法制研究資料XIV』収録資料を中心に検討することとする。なお、先行研究としては、椎名仙卓「戦前に於ける博物館令制定運動」³⁾があるが、これは動物園、植物園、水族館を博物館令の対象とするかに焦点を当てたものではない。

2. 明治時代に「博物館令」制定の動きは存在したか？

椎名は、棚橋源太郎・宮本馨太郎の対談を根拠に、博物館令制定の動きが明治・大正時代にもあったと推定している。根拠とされる棚橋の語りは、以下のようなものである⁴⁾。

棚橋 図書館令が明治三十一年ですか……。だから博物館令がないということはないという

ので、案が出たんです。それで京都の動物園長とか植物園長とか、東京の博物館長の大島義脩も出たりしてやった。大島じゃあない、ほかのものだったかな……。

宮本 それじゃあ、博物館法の構想はすでに明治時代にあったわけですね。

棚橋 明治三十何年、やっと案を作ったところが、俸給令のことで、内務省からそんなに全国的に高等官をふやしては困ると横槍が入った。それで館長は高等官三等どまりとする案を作ったんです。そうしたら、京都の植物園長あたりは大学教授をやめて植物園長になっている勅任官であったから、「今、おれたちは勅任官で植物園長やっているんじゃないか、そうすると官等が下らんならん」といって、この案に反対した。それで博物館法の制定はだめになってしまった。

宮本 大正時代には博物館法制定の話はもちあがらなかったんですか。この戦後までずっと……。

棚橋 内務省が反対したんです。(傍点、引用者)

この対談で、棚橋が言及している「京都の植物園長」とは、どこの誰であろうか。京都府立植物園は、大典記念京都植物園として1923（大正12）年11月10日竣工・開園、1924（大正13）年1月1日に有料開園しており、国内の公立の総合植物園としては最古の歴史を持つとされている。1920（大正9）年から1942（昭和17）年まで京都帝国大学理学部教授であった郡場寛が、1921（大正10）年から1929（昭和4）年の間、大典記念京都植物園の園長を兼任していた⁵⁾。また、岩槻邦男によれば、江戸幕府の御薬園に起源を持つ東京大学植物園に続いて、明治時代に日本に創設された植物園は、新宿御苑（1872、明治5年）、北海道大学農学部附属植物園（1886、明治19年）、大阪市天王寺公園（1909、明治42年）で、続いて大正時代の創設が、多摩森林科学園（1921、大正10年）、京都府立植物園（1924、大正13年）とされている⁶⁾。従って、棚橋が回想するような「京都の植物園」や、「京都の植物園長」であり「大学教授をやめて植物園長になっている勅任官」は明治時代には存在しなかったと考えられる。

では、棚橋が植物園と動物園を混同した可能性はないだろうか。混同しうる可能性としては、1903（明治36）年に開園した京都市（立）記念動物園（現・京都市動物園）が考えられる。京都市動物園は、「市民と自治体の手で創設され、支えられてきた我が国最初の動物園」とされている。初代園長は森脇幾茂であるが、森脇は東京帝国大学動物学科を1902（明治35）年に卒業、上野動物園監督の石川千代松の推薦で、京都市記念動物園の初代園長となっているので、大学教授を辞めて赴任した訳ではない。森脇は就任後1年ほどで日露戦争のため臨時召集され休職したため、1904（明治37）年、京都市視学学務課長の六浦徹矢が園長事務取扱に就任、1906（明治39）年には二代目園長に就任した。1917（大正6）年、六浦園長が病没、第三代園長に南大路勇太郎が就任している。従って、京都市記念動物園の明治時代の園長にも、大学教授を辞めて園長に就任した人物はいない。万が一、京都市記念動物園と混同するならば、京都帝国大学の教授職

との兼職で第五代園長となった川村多實二であろうが、川村の園長兼任時代は、1934（昭和9）年から1935（昭和10）年であり、明治時代ではない⁷⁾。

以上の照合から、対談での「京都の植物園長が反対した」という棚橋の発言内容は、棚橋の記憶違いであると推論できよう。では、なぜ棚橋にこのような記憶違いが生じたのであろうか。一つ考えられるのは、後で詳しく触れるが、『博物館研究』に掲載されている1941（昭和16）年の経験との混同である。この年、棚橋は社団法人日本博物館協会常務理事として山脇春樹理事長とともに大阪市へ出張し、在京阪博物館、動物園、水族館関係者有志8名と懇談を行っている。この席上、大都市の博物館長、動物園長、並びに従業員の待遇に関する問題が取り上げられ、図書館令の俸給令程度の待遇では実情に適さず、「斯様な俸給令の伴ふ博物館令が制定されても、それは博物館、動物園施設の将来を助長せざるのみならず、寧ろその発展昂上を阻害するものである」との意見が大多数であったと記録されている⁸⁾。

従って現時点では、少なくとも明治時代の「博物館令」制定の動きについては資料的裏付けがなく、さらなる資料探索が必要である。

3. 博物館事業促進会設立当時の認識

現在の公益財団法人日本博物館協会（以下、日博協）の前身である博物館事業促進会は、1928（昭和3）年に設立されたが、設立時理事のトップには理学博士石川千代松の名前がある⁹⁾。石川千代松は、帝国大学理科大学助教授との兼任で1889（明治22）年、帝国博物館学芸委員として同館天産部勤務を命じられた。1890（明治23）年、帝国大学農科大学教授となり、1900（明治33）年に東京帝室博物館天産部長兼動物園監督に任命され、1907（明治40）年に兼務職を解かれるまで、天産部附属施設である動物園と深いかわりを持った¹⁰⁾。ここではまず、博物館関係者側は博物館事業促進会創設の当初から動物園関係者を重視していたことを指摘しておきたい。

博物館事業促進会が創刊し、現在まで続く『博物館研究』の第1巻には、動物園、植物園、水族館関係記事が計14本掲載されている。特に第3号には約2ページに亘り、「米国博物館協会発行博物館事業（ミュージアムウオーク）」に掲載されたブルックリン植物園長の寄稿記事を「植物園の教育的価値」として抄訳の上、掲載している¹¹⁾。続く第2巻第1号は水族館特集となっており、「記者」の署名で「世界的水族館」「本邦の水族館」が7頁に亘って掲載されており¹²⁾、『博物館研究』の編集兼発行人である棚橋源太郎が植物園や水族館に強い興味を示していたことが窺える。「一記者」の署名が棚橋を指すことは、宮本馨太郎が棚橋との対談で明らかにしており、「一記者」ないし「記者」の署名記事は概ね棚橋の手によるものと考えてよいだろう¹³⁾。

またこの第2巻第1号には会務報告として「水族館委員会」の開催が掲載されており、石川千代松が委員長になっている¹⁴⁾。そして第2巻第5号には「江の島水族館設計」と題して棚橋による設計図面が掲載されている¹⁵⁾。さらに、第3巻第7号には、棚橋源太郎の署名記事で「世界の

動物園」が巻頭6ページに亘って掲載されている¹⁶⁾。なお、第2巻第4号には、博物館事業促進会主催で「博物館並類似施設主任者協議会」を開催するに当たっての「通牒発送先き」が掲載されているが、このリストは「博物館及陳列所」「水族館」「動植物園」「公園」の4ジャンルに分類されている¹⁷⁾。以上のことから、動物園、植物園、水族館は、博物館事業促進会の創立当初より、博物館の類似施設として認識されていたことが確認出来る。

1929(昭和4)年6月21日、博物館事業促進会は「博物館並類似施設審議機関設置ニ関スル建議」を内閣総理大臣宛てに、「私立博物館並類似施設陳列品関税免除ニ関スル建議」を大蔵大臣・文部大臣宛てに提出した¹⁸⁾。前者には「本邦ノ博物館並動植物園、水族館等類似施設ハ他ノ教育、学芸ノ機関ニ比シテ従来頗ル不備不振ノ状態ニ在リシモ」とあり、後者には「博物館並動植物園、水族館等類似施設ハ教育、学芸上極メテ重要ノ機関タルニ拘ラズ、本邦ニ在リテハ」との記述が冒頭にある。ここからも、博物館事業促進会の公式見解として、動植物園、水族館を博物館類似施設と捉えていることが分かる。

また、同年の『博物館研究』第2巻第11号では、「一記者」の署名で米国ロチェスター大学博物館経営法講習会での教室研究成果「博物館の種類及び其の定義」の要約が訳出されており、そこでの「内容上から見た博物館の種類」では、「美術」「歴史」「科学」と大別したあと、「科学」欄に「植物学博物館」「動物学博物館」「水族館」を記載している¹⁹⁾。さらに棚橋は、同号で「博物館施設近時の傾向(承前)」を掲載し、この中では「(12) 動植物園水族館の発達」の項目を設け、「是等の施設は今日博物館と殆ど見分けが附かなくなつて来たのであります」と述べている²⁰⁾。

ではなぜ、棚橋を中心とする博物館事業促進会は、会の設立当初から、動物園、植物園、水族館を博物館または博物館類似施設と考えたのだろうか。仮説としては、①棚橋の理科教育者としての興味関心、②海外事例を知ることで生まれ、強化された戸外展示への興味、③ジオラマ式陳列(生態陳列)への興味、を上げることが出来よう。

①棚橋は高等師範学校の博物学科を卒業、宮本馨太郎との自伝的対談では、その博物学の内容を地学・生物学・理科と語っている。東京高等師範学校教授と附属東京教育博物館主事を兼務していた1909(明治42)年から2年間、ドイツへ留学、留学先では教育学と博物館研究をテーマとした。ドイツ留学までの棚橋の著作の大半は理科教育に関わるものであり²¹⁾、棚橋の生物学への興味が動物園、植物園、水族館へとその目を向けさせたものと考えられる。

②創刊当初の『博物館研究』には、戸外博物館(戸外展示)に関する記事が目立つ。第1巻では、「英国の戸外博物館」「戸外博物館三笠の盛況」「彫塑の戸外博物館」の3事例がニュースとして取り上げられている²²⁾ほか、第2巻第2号では「記者」の署名で「海外の戸外博物館」のタイトルでまとまった記事が書かれ、スカンセン他を紹介、また *The Museum Journal* 掲載のコーマン論文の一部を「戸外展観物」として訳出している²³⁾。

前述した第2巻第11号の「博物館施設近時の傾向(承前)」で棚橋は「(12) 動植物園水族館

の発達」の直前に「(11) 戸外博物館の発達」を配し、「スカンセン戸外博物館平面図」を掲載している。このように棚橋には、戸外展示に対する強い興味があり、このことは屋外施設中心の動植物園へも棚橋の目を向けさせたものと推定可能である。ちなみに博物館に関する棚橋初の単行本であり、日本初の博物館学専門書でもある『眼に訴える教育機関』の構成は、全16章のうち「第八章 戸外博物館」「第九章 動植物園水族館」となっており²⁴⁾、棚橋がこの二者を連続的に考える傾向があったことを示している。

③創刊当初の『博物館研究』では、ジオラマ式陳列への興味も伺える。創刊号では「英帝国産業館の面目一新」と題して、野生植物、野生動物、工業製造のジオラマを取り上げている²⁵⁾。また、第1巻第2号掲載の「デービット、マーレー氏の博物館論」では「博物館陳列法の刷新」と小見出しを付け、「現代的博物館に於て博物標品の新陳列法は一般の見物人に対して明瞭な想像を各人の心に抱かしめんとするにある。即ち多数老練の生物学者が多年生物界の実地を看察して得た結果を具体化して示さんとするにある。随て其の標品の陳列並組合せをして出来るだけ精確に自然を模倣し野生の剥製鳥獣に配するに人造の草木土石を以てして自然其の儘の情景を描出せんとするにある」と紹介している²⁶⁾。

また、第1巻第4号には「博物館のジオラマ式陳列」と「動物園にジオラマ式の応用」が並んで掲載されている。そして前者で「科学の博物館に於ける、種々な動物の自然の生活状況を示すジオラマ式陳列法は、近来非常な進歩で」と紹介した後、後者では「博物館のジオラマ式陳列法に刺戟されたものか、近来新式の動物園で段々ジオラマ式を応用して来た」と述べ、「ニューヨーク市の動物園の熱帯産の蛇を飼育してある檻」をその具体例として挙げ、それぞれの項目で「生態的陳列館」「生態陳列法」という用語を用いている²⁷⁾。

さらに江の島水産博物館の計画については、「海の各生物群の生活状態を示す、ジオラマ式模型を陳列する計画が立てられた」と述べ²⁸⁾、第2巻第6号では「博物館の組合せ陳列法」としてコールマンの著作を抄訳として「一記者」の署名で紹介、「蛙の生態を示す小型の組合せ陳列模型」や「カリフォルニア鷹の生態を示す組合せ陳列模型」等の写真を掲載している²⁹⁾。このように、ジオラマ式陳列法具体例として動物の生態を示す展示が想定され、そこからさらに動物園、水族館での生態展示を同種のものを受け止めたのではないかと思われる。

4. 日本動物園水族館協会の設立

1934（昭和9）年1月29日、東京市上野動物園の古賀忠道園長が京都市記念動物園の鈴鹿通治園長を訪問、動物園協会の設立を協議した。しかし鈴鹿園長が同年4月に退職し、その後も京都市記念動物園側では、川村園長、長田寛三園長と短期間に園長の交代が相次ぎ、協議は中断されていた。1939（昭和14）年5月23～24日、京都市主催で13か所の動物園園長が集まり、全国の動物園長会議が開催された。この席上、日本動物園協会設立の提案がなされ、設立について

は満場一致で京都市に委嘱された。同年6月7日付で、市村慶三京都市長名で各地動物園の管理者に対して協会設立の趣意書と規約草案が発送され、各都市から賛成の回答が寄せられた。同年11月17日、長田園長により、協会設立の文書が各動物園に発送され、さらに水族館にも発送され、日本動物園協会が設立された。翌1940(昭和15)年6月13日、東京で開催された第一回理事會及び第一回協議會において、日本動物園水族館協会の名称が変更された³⁰⁾。『上野動物園百年史』は、1939年5月の全国動物園長會議の協議研究事項の内容から「当時の動物園では飼料の調達と動物の輸入が大きな問題であり、また空襲への備えも話題にのぼっていた」と分析しており、また、石田戡は、国家総動員法の成立(1938年)によって各種統制令が公布された情勢を反映していると記している³¹⁾。

5. 「博物館令(勅令案)」制定を巡る動き

1939(昭和14)年11月開催の第9回全国博物館大会では、「博物館法令制定に就ての具申」及び「博物館従業員養成機関設置に関する建議」を文部大臣宛てに行うことが決議された³²⁾。

1940(昭和15)年10月7日、学士会館において文部省が主催した「博物館令制定ニ関スル協議會」の會議資料として「博物館令(勅令案)」「博物館令施行規則(省令案)」「博物館ノ設備及經營ニ関スル事項(告示案)」「公立博物館職員令(勅令案)」の4案が残されており、2つの勅令案は1941(昭和16)年4月1日施行を予定していたが、実際には施行に至らなかった。この「博物館令(勅令案)」では、第13条に「本令ノ規程ニ依ラザルモノハ博物館、美術館、動物園、植物園、水族館ト称スルコトヲ得ズ」と書かれ、動物園、植物園、水族館も博物館の一種として位置づけられている。また告示案には、「二 博物館ノ設備ニ付キ特ニ留意スベキ事項凡ソ左ノ如シ」として、動物園、植物園、水族館についても詳細な規定がなされている。植口秀雄によればこれらは、「昭和初年以來つづけられた民間側日本博物館協会を中心とする博物館令制定のための運動のさなかに発表され、昭和十五年十月七日当時文部省が用意した博物館令案以下の諸規則」であり³³⁾、当時は文部省が動物園、植物園、水族館を含めて「博物館令」を考えていたことが分かる。

一方、日博協側は1941(昭和16)年7月に山脇理事長、棚橋常務理事が大阪市へ出張し、その夕方から在京阪博物館、動植物園、水族館関係者有志8名と懇談を行っており、その中心的話題の一つが、「動植物園、水族館をも博物館令で律することの可否如何」であった。これに対する意見は二つに分かれ、一方の論者は「動植物園、水族館の如きはもと厚生施設の一種」「然るにこれを博物館、美術館の如き学芸教育の機関と同一視し、これを一律に取扱ふことは適当でない」と主張し、また他方の論者は「動植物園、水族館は立派な社会教育の機関であり、学芸研究の施設である」「博物館美術館等と共に文部省の所管として博物館令で律することが当然である」と主張し、互いに譲らなかったと記されている。この会合の関西側の出席者は、浜寺農業博物館

瀧端：日本の動物園・水族館は博物館ではないのか？

長西村健吉、大阪市立電気科学館長小島康郎、大阪市立美術館長上野直昭、大阪市総動員部文化課長丸井英次郎、大阪市立動物園長林佐市、堺市立水族館長鷹司信敬、京都市仏教児童博物館長中井玄道、奈良帝室博物館川端庸之助であったが、誰がどちらの立場で発言したかは明らかではない。また、もう一つの話は2. で述べた通り、大都市の博物館長、動物園長、並びに従業員の待遇に関する問題であった³⁴⁾。

1942年9月には日博協より文部大臣宛て「博物館法令制定につき陳情」が提出される。ここでは「博物館行政の不徹底」という項目の中で、次のように記されている³⁵⁾。

大都市などでは、往々市民局公園課或は電気局等に依って管理せられ、市教育局或は市教育部は殆ど関知しない状態にある。博物館が既にその通り^(ママ)であるから、市立の動植物園、水族館の如きも、またこれを一種の厚生施設と看做して市公園課等で管理し、一般娯楽的観覧物と全然同一視してゐる。而してそれが重要な社会教育施設であり、学術研究の機関であることは、殆ど忘れられてゐる有様である。海外では、動植物園水族館は、多くは動物学会、植物学会等で経営され、或は大学の附属になつてゐて、重要な教育学芸の機関として、専門学者によつて経営管理され、教育上並に学術の研究上に盛に利用されてゐるではないか。

こうして日博協側は、内部に意見の相違を抱えながらも、文部省に対しては、動物園、植物園、水族館も社会教育施設かつ学術研究機関であるとして、これを支え得る法制度の整備を主張していたのであった。

6. 博物館法制定過程での棚橋源太郎らの主張

1945（昭和20）年12月、日博協は赤十字博物館内で恒例の「帝都及び近県博物館関係者秋季懇談会」を開催した。この席上、文部省文化課の雨宮祐政が、「本省では重要問題の一として博物館令の制定を企図し」と述べ³⁶⁾、これを受け、戦後最初の『博物館研究』第18巻第1号には「博物館令の制定へ」と題した巻頭言が掲載された³⁷⁾。

1946（昭和21）年、日博協内部に調査会が設けられ、9月には、文部大臣に「博物館並類似施設に関する法律案要綱」及び「本邦博物館、動物園及び水族館施設に関する方針案」を申達した。前者（要綱）は冒頭に「一、動植物園水族館を、博物館類似施設とする」と記し、「四、中央博物館、中央動植物園及び中央水族館は、すべて国営とし、中央機関として文部行政の一部を担任せしめる」「五、現存の官立博物館及び動植物園、水族館は、本法の施行と同時に直ちに、文部省に移管してその直管又は管理下におく」と書かれ、動植物園、水族館に大きなウェイトが置かれていることが分かる。また、後者（方針案）にも、中央動物園、中央植物園、中央水族館の施設や設置場所等が具体的に記載されている。この時の調査委員には、恩賜上野動物園長古賀

忠道、東京帝大理学部教授附属植物園長本田正次が名を連ねていた³⁸⁾。

1949年(昭和24)年には、入場税反対運動が起こった。この年は国の財政難により、地方財政委員会で博物館や動物園の入場料に6割の入場税を課す案が審議された。この案に対して、東京国立博物館、国立科学博物館、上野動物園の職員組合が国会に対して「入場税反対」のデモ行進を行い、動物園からはロバやキソウマ等も「参加」した。この動物をつれたデモ行進は新聞に報道され、教育施設に対する課税を法案から削除させるのに功を奏した。しかし、1950(昭和25)年の地方税法の改正に際して、博物館等の教育施設と遊園地等の娯楽施設との区分を法的にも明確にする必要に迫られた³⁹⁾。

1950年1月頃には棚橋源太郎が「博物館動植物園法」を起草、ここでは立案の趣旨として、「この法案で、動植物園をも博物館と一緒に取扱ったのは、その経営の目的、運営の方法等において、両者間にほとんど差異を認めないからである」と記し、動植物園については、「自然科学的知識の普及向上をめざして、一般大衆の社会教育、学徒の教養、特志者の学術研究に資することを以てその使命とし、またその展覧の方法においても、博物学博物館が、動物標品の自然分類式排列によるほか、原地集団式陳列によってその生態を示しつつあるのに対して、動物園では、動物が棲息している現地そのままを模造し、その自然的環境のもとに飼育放養して、自由にその習性を発揮せしめている。ただその異なるところは、展示物が、動物園では、活きた動物であるのに、博物館では、剥製の標本である一点だけである」としている。また、植物園も大同小異であり、水族館は動物園の一種、またはその重要な一部門と見て差し支えないとするほか、博物館と動植物園の施設とは、互いに交錯し関連していると述べている⁴⁰⁾。

また棚橋は、1950年5月には日博協の『会報』第9号に「博物館と動植物園とはなぜ同一法で律するを可とするか」を寄稿、ここでは前述の理由の他に、「従業員の素養資格等に至るまで、博物館のそれと大体異なるところがない」、「園内専門家が行った研究の結果は、これを小冊子や園報等で発表する必要のあること、博物館に於けると毫も異なるところがない」、「動植物園本来の職能を解せず、また世界に於ける進歩的動植物園の実際を見ない人達には、これを以て単なる娯楽的施設のように思っているものが少なくない」、「趣味本位娯楽重視の経営振りは、独り動植物園水族館に限ったことではないのである」、「博物館と同一法で律し、文部省及び地方教育委員会等でこれを管理することが、合理的でありまた教育機関として、学校及び図書館とともに、地租家屋税入場税等の免除、政府補助等の特権を享受すべきである」と主張している⁴¹⁾。

7. 文部省での法案作成過程と国会への上程

文部省は「博物館法案要綱案」を1950年10~11月頃に、「博物館法草案」を同年12月11日付で作成している(いずれも未発表)が、これら草案には「動植物園」「水族館」の語句はなく、また第2条も「収集、保管、展示して」となっており、現行博物館法にある「育成」の語句も含

まれていない⁴²⁾。

これに対して日博協は1950年12月27日付の修正意見と修正案を文部省社会局長宛てに提出したが、修正意見の修正条項の冒頭には「一、動植物園、水族館を加え、その管理を教育委員会のみ限定しないこと」が挙げられた。また修正案には、第一条では「博物館の設置及び運営」を「博物館、動物園及び植物園の設置及び運営」と改めること、第二条では「3. 第一項の動物園には、動物園と称するもののほか、水族館を含むものとする」が他の多くの項目とともに盛り込まれた⁴³⁾。

翌年、文部省は「博物館法草案」（1951年1月8日）、「博物館法案」（1951年2月9日）を作成する⁴⁴⁾。1月8日草案では、第2条は「収集、保管、展示して」のまま、動物園、植物園、水族館での飼育栽培を意味する「育成」の表現は用いていない。この1月8日案は政府提出法案として第十回国会に提出すべく準備を完了していたが、予算の問題で提出が困難となり、衆議院から議員提出法案として第十国会に提出することとなった⁴⁵⁾。2月9日案において初めて、第2条に「保管又は育成し」と「育成」という表現が入ったが、公立博物館の所管についての変更は行われなかった。なお、第3条（博物館の任務）中に「他の博物館、国立博物館、国立科学博物館、学校に附属する博物館施設、動物園、植物園等と緊密に連絡し、協力し、刊行物の交換、博物館資料等の相互貸借等を行うこと」と書かれ、博物館の定義ではないが「動物園、植物園」という語句が博物館法の中に存在した。

1951年4月3日、衆議院法制局最終決定案である「博物館法案」が衆議院文部専門員と文部省の手で作成された。ここでは、第2条では「保管又は育成し」のままであったが、第3条（博物館の任務）では「他の博物館、国立博物館、国立科学博物館、学校に附属する博物館的施設等と緊密に連絡し」との表現となり、法案から「動物園、植物園等」の語句が完全に消えた⁴⁶⁾。

文部専門員と文部省によって同年4月に作成された国会答弁資料では、第2条関係で、「1 博物館の範囲はどうか」として、次のような答弁が用意されていた⁴⁷⁾。

「博物館は、その資料の多様性から、画一的にその範囲を規定することはその本質上極めて困難である。」「又そのとりあつかう資料にしても、生物もあれば死物もあるといった風に一概に、博物館の範囲を断定することは、却って、博物館の発展のために危険なことである。従って、……この法律に規定する事項に該当する施設であれば、動植物園をはじめ、その他の施設も当然この法律で定める博物館として、とりあつかわれるのであって」「しかし、従来の社会通念としての動植物園その他の施設は、往往単なる営利を目的とした遊園地的、見世物的に運営されているものも少くないので、これらの施設は、第二章に規定する登録の際は、十分審査されることになるわけである。」

また、1951年10月に文部省社会教育局が出した「博物館に関する諸問題」では、博物館法立

案に当たって研究されねばならない問題として、「動植物園は今日多く観光施設として取扱われているが、その本質的性格において博物館の範ちゅうに入り得るものもあること」という点を挙げている⁴⁸⁾。このことは、動植物園を無条件に博物館と認める訳ではない、という文部省側の判断を示していると言えよう。

さて、国会での会議録を見ると⁴⁹⁾、「第十二回国会衆議院文部委員会議録」(1951/11/21)、「衆議院会議録」(1951/11/21)、「第十二回国会参議院文部委員会会議録第十一号」(1951/11/21)のいずれにも、動物園、水族館への言及は見当たらない。「第十二回国会参議院文部委員会会議録第十三号」(1951/11/24)では、総括質問で、「従来の博物館というと、如何にも古くなったものを博物館へ入れるというような、非常に古色蒼然とした、又陳列場所等もとかく日蔭の、採光なども十分でないような古い過去の印象を与えて来たと思うのであります」という発言が高良とみ議員からあり、これに対して浦口鉄男議員が、「対象になりますのは動物園でございますとか……動く博物館というふうな面で積極的に進歩的な運営を助長して行くというふうに我々は考えているわけでございます」と答えている。ここでは、従来の博物館のマイナスイメージを払拭するものとして、動物園が例示されているのである。なお、「参議院会議録第二十二号」(1951/11/26)には、動物園、水族館への言及は見られない。

8. 博物館法制定後の日本動物園水族館協会と日本博物館協会の対応

日本動物園水族館協会は、戦争の激しくなった1944(昭和19)年、1945(昭和20)年の2年間は事業を一時中止していたが、1946(昭和21)年からは事業を再開している⁵⁰⁾。

『上野動物園百年史』には、1951(昭和26)年、日本動物園水族館協会の総会において、博物館法から動物園水族館を適用除外にできないかの議論がなされたことが、以下のように記述されている⁵¹⁾。

この博物館法には動物園水族館も社会教育施設として含まれているのであるが、その施設の所管が、教育委員会とされていることなど、動物園水族館の実情とは、かなりかけはなれていたため、日本動物園水族館協会では、この法の公布に先立つ昭和26年5月14～17日における総会において、博物館法より動物園水族館を適用除外にできないかとの議論もなされているが、この法案成立にむしろ積極的であった上野動物園等の努力もあって、博物館法は動物園水族館を含めて公布されるに至っている。

さらに、日本動物園協会は翌1952年3月14日にも、博物館法の施行をめぐり臨時総会を開催し、中部および近畿ブロックの提案による「博物館法適用除外について」の審議を行い、次のような陳情書を採択している⁵²⁾。

瀧端：日本の動物園・水族館は博物館ではないのか？

今般交付されました博物館法中第十九条所管に関する件については公立動物園は各都市の実情よりして目下のところ、教育委員会に属することは、動物園の運営上適切ならざるものがありますので、速に改正されるよう陳情致します。なお前記理由により目下登録されない動物園が多いことと思われませんが、これら公私立動物園に対しても、本法の精神の趣旨によりこれに準ずる取扱をされるよう切望致します。

制定当時の博物館法に規定する博物館の特典としては、「一、公立博物館にあつては、補助金の交付を受けられること及び入場税が免除になること。二、私立博物館にあつては、固定資産税、市町村民税及び入場税が免除になること。三、公私立博物館資料の鉄道輸送料について、特別の取扱がなされること」の3点があつた⁵³⁾。日本動物園協会側は、教育委員会所管でない館園が登録博物館になれず、上記特典が受けられないことに対して不満を持ったことになる。

この間の事情を『上野動物園百年史』は、「昭和27年3月14日、15日に、上野動物園で日本動物園協会の臨時総会が開かれ、文部省社会教育局施設課長を招いて質疑応答がなされた」と記録している。討議の中で問題にされたのは、第19条（所管）と第23条（入館料等）であり、第19条に関しては、「動物園はその性格上、建設省系列の公園関係部局の所管となつていところが多く、文部省系列の教育委員会所管となつては、財政的にも苦しくなるという危惧があつたようである」とし、第23条の原則無料に関しては、「維持等にかなりの金額を要する動物園にとつては、難問といえるものであつた」と記している⁵⁴⁾。

日本動物園協会は、1952年9月17～18日にも臨時総会を開催、博物館法をめぐって審議し、その後、代表者7名が社会教育局長と面接の機会を持った。この席上、日本動物園協会側は希望として、「1、主管を当分の間でも地方の状況に応じて教育委員会の主管でなくてもよいことに変更されたい。2、変更できなければ実際の運営等を現在のままにするような便法を考えられたい。3、本法施行以来、私立の園で、特に動物輸入等において不利益を受けていることに対しては善処されたい」の3点を挙げた。これに対して、社会教育局長の回答は、「1、動物園側がどうしても本法より除外するようにとの希望であれば、結局動物園は社会教育施設でなく、例えば観光施設或は土木事業の一種ということになる。2、登録しない園にたいして、特に文部省として不利益なるような扱はしないが、登録したものと全く同様の扱はできない」というものであつた⁵⁵⁾。

9. 「博物館法制定10周年記念座談会」で語られたこと

日博協は、1961（昭和36）年に「博物館法制定10周年記念座談会」を開催している⁵⁶⁾。この座談会から、動物園、水族館に関する発言を拾ってみよう。

近藤春文（元社会教育局施設課長）「あの時は教育委員会制度が発足したばかりであつた。そ

の為所管の問題で、法律の中に教育委員会の所管をうたうと大部分のものはねられてしまう。そこで一番問題になったのは動物園協会からである。教育委員会所管になると動物は死んでしまうとして反対した。……古賀先生などは随分苦心なさった。」

近藤「当時、博物館協会は非常に広く、動物園協会、植物園協会が入っており隣人同志の協力意識がまとまっていたこと、それから同じ作るなら部分的ではなく全体を包ようとした施設をのぼしていこうではないか、又単に見せものではなく動いている機動性をもった、……そうならば動物園も植物園も同じである、ということからである。」

内田英二（元社会教育局視学官）「初めは範囲をきめてかかろうという考え方もあったが、やってみると多種多様でとても範囲は限定出来ないということになり、段々進展し、それでは定義にして、ある一定の要件をかなえたものは博物館法の適用をしようということになった。当時私達が考えて動物園、植物園が博物館に入ることはおかしかったが、そうせざるを得なかった。」

古賀忠道（上野動物園）「先の動物園協会の反対の一つは、“入場料無料”という項をそのままとり、無料では絶対にやっていけない、つぶれてしまう。……もう一つは何か制限をうけたり干渉を受けたりするのではないかと感じたらしい。」

内田「教育委員会の所管になったら予算などとれないというわけで……。」

この座談会記録から分かるのは、動物園協会は、協力意識はあったが予算面や干渉を恐れ、特に教育委員会所管に難色を示したこと、文部省側は、動物園、植物園、水族館を含んだ包括的な法を作る予定はなかったが、博物館自体の多様性から、結果的には動物園、植物園、水族館を排除しない方向に舵を切ったということである。博物館法が第2条に「育成」という語句を取り入れることで、実質的に動物園、植物園、水族館をカバーしうる可能性を残す形になったのは、棚橋の強い希望が通ったからではないかと考えられる。

なお後年、石田戢は、「博物館相当施設」概念の誕生について、以下のような推論を行っている⁵⁷⁾。

古賀としては、動物園に法的根拠がなければ、遊園地やサーカスと同様の興業施設として扱われてしまうおそれがあることへの不満から、博物館法による位置づけを求めていった。おそらくこうした経緯から、現行法にもある「博物館相当施設」という概念が生まれてきたのであり、相当施設に登録されたことになれば社会教育施設としての認知を受けることに妥協点を見出したのであろう。

ちなみに建設局所管の上野動物園は、1955（昭和30）年に、博物館相当施設に指定されており、『上野動物園百年史』は、「古賀園長の、国際動物園長連盟総会ならびに各国動物園視察状況

の報告は、むしろ動物園は博物館とともに歩み、教育・調査研究の機能をさらに向上させることの必要性の認識を高める結果を生み、この後、各地の動物園でも、文部省による博物館相当施設の指定を受けることを進んで求めるような傾向が強まった」と記している。ちなみに、古賀園長の国際動物園長連盟への加入及び各国動物園視察は1951年のことであった⁵⁸⁾。こうした上野動物園側の記録から、柵橋のみならず古賀も、動物園水族館を博物館法に包含させることに対して、積極的に動いたことが推測できる。なお、上野動物園は、社団法人日本博物館協会の理事館園であったが、都の分担金制限の締め付けから協会の会費の支払いが不能になり、1972（昭和47）年に日博協を脱会したと記されている⁵⁹⁾。

10. まとめと今後の課題

明治・大正時代に「博物館令」制定の動きがあったのかどうかは、柵橋による年代的に矛盾のある回想しか手掛かりがなく、現段階では定かでない。柵橋は、1928年の博物館事業促進会設立当初から『博物館研究』誌上に動物園・植物園・水族館の記事を積極的に取り上げ、これらも博物館類似施設と考えていた。これは柵橋の理科教育者としての興味関心、海外事例を知ることによって生じた戸外博物館及びジオラマ式陳列（生態陳列）への興味によるものではないかと本稿では推論した。戦前には、文部省は動物園・植物園・水族館を含めて「博物館令」を考えていた。一方、日博協内部では、博物館令の対象に動植物園・水族館を含めるかで意見が割れていた。動植物園・水族館を厚生施設的一种と見る見方と、社会教育機関・学術研究機関と見る見方が拮抗していたのである。しかし文部省に対しては、社会教育機関・学術研究機関としての動植物園・水族館を支え得る法制度の整備を主張していた。

戦後の博物館法制定過程では、1950年に柵橋が「博物館動植物園法」を起草、博物館と動物園の違いは、展示物が剥製の標本か、活きた動物であるかの一点のみと主張している。文部省が1950年に作成した草案には「動植物園」「水族館」の語句はなく、これに対して日博協は修正意見と修正案を提出した。ここでは、動植物園・水族館を加え、その管理を教育委員会に限定しないことが要望された。1951年の衆議院法制局最終決定案では、「保管又は育成し」の文字が残り、「動物園、植物園等」の文字は消えた。

博物館法制定後、日本動物園水族館協会は、公立動物園が教育委員会の所管でなくても博物館法上のメリット（補助金交付、入場税免除、鉄道送料の優遇）が受けられることを望み、文部省と交渉したが、社会教育局側は、動物園が博物館法の適用除外を望むなら、動物園は社会教育施設ではなく観光施設や土木施設的一种だと拒んだ。

1961年の博物館法制定10周年記念座談会からは、文部省側は、動物園・植物園・水族館を含む包括的な法を作る予定はなかったが、博物館自体の多様性から、結果的にはこれらの館園を排除しない方向へ舵を切り、「育成」の用語を残したことが分かる。また石田は、「博物館相当施

設」の概念が、日本動物園水族館協会内部の博物館法適用除外を求める声と、興業施設ではない法的位置づけを求める古賀の意向の妥協点として生まれたと推測している。

以上のような経緯を経て生まれた博物館法の中には、JAZA シンポジウムでの指摘の通り「動物園」「水族館」という語句はない。ただし、第2条の「育成」という語の対象は、生きた動物であり、また、48基準に動物園、植物園、水族館に対する数値規定があったことは周知の事実であった。しかし現在のJAZAは、「動物園」「水族館」の言葉が博物館法の中に書かれていないと認識し、また実質的に現行の博物館法が動物園・水族館のために機能していないことを問題視している。

ここまでで見て来たように、棚橋源太郎は博物館事業促進会を創設した当初から動物園、植物園、水族館を博物館の類似施設と位置付け、施行されなかった戦前の博物館令や、戦後の博物館法制定時に文部省と協議を繰り返した。また、日本動物園水族館協会は、博物館法制定前後に、動物園を博物館法から適用除外して貰うこと等を検討し、文部省への陳情も行っていたが、こうした日本国内での博物館法制定を巡る歴史的事実は、『上野動物園百年史』等に記載されていないものの、現在のJAZA関係者には伝承されていないようである。

現在のJAZAによる一連の一般向けシンポジウムを聞く限り、博物館法制定前後に議論された「動物園は教育施設なのか、娯楽施設なのか」という問題は、いまだに解決されていない。これは、動物園や水族館の設置者が怠慢であるか、あるいは国レベルでの動物園・水族館政策が欠如しているからであろう。

本稿では、冒頭で述べた動物園・水族館の法的根拠の問題を考えるための3つのアプローチのうち、歴史的経緯の解明を試みた。またその中でも、日博協の前身である博物館事業促進会の創設から、博物館法制定時までの活字として残った議論のみを扱っている。この時期に限定しても議論の背景には、社会情勢と動物園・水族館の実態があり、当時の議論を当時の実態に重ね合わせて分析する必要がある。また、博物館法制定以降、今日までにも動物園、水族館の視点から見た博物館法制度に対する議論は蓄積されているはずであり、今後これらの分析が必要である。さらに、本稿では植物園関係者の議論については全く取り上げることが出来なかったが、これらの分析も今後の残された課題である。

【追記】 本稿脱稿後、日本動物園水族館協会『日本動物園水族館要覧』（1962）に「日本動物園水族館協会のあゆみ」（5-10頁）が掲載されていることが判明した。これによれば、1937（昭和12）年5月27～28日、名古屋市にて、「6大都市主任者会議」が開催され、「議事1. 日本動物園協会設立を協議決定 2. 発起人 花井、林、西出、長田、井下、野間、古賀、北王、椎原、下郡山」との記載がある。続いて、1938（昭和13）年5月、「同上第2回会議」が東京市で開催され、「議事 会長推薦、会務報告、協議事項、研究発表等」と記されている。

注

- 1) 公益社団法人日本動物園水族館協会は、2013年に「シンポジウム『いのちの博物館の実現に向けて－消えていいのか、日本の動物園・水族館』」を4回開催している（第1回目は2月2日に東京大学、第2回目は3月24日に熊本市動植物園、第3回目は9月1日に京都大学、第4回目は11月2日に広島国際会議場で開催。第5回目は2014年に富山市ファミリーパークにて開催される予定である）。
- 2) 環境省自然環境局「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会の設置について」2013年10月
<http://www.env.go.jp/council/12nature/y125-03/mat04.pdf>（2013年12月22日閲覧）
- 3) 椎名仙卓「戦前に於ける博物館令制定運動」『博物館研究』第44巻第2号、1971年、1-27頁。
- 4) 棚橋源太郎・宮本馨太郎「博物館事業に捧げた五十年」『棚橋先生の生涯と博物館』六人社、1962年、73-116頁。なお、引用部分冒頭にある「図書館令」の公布は1899（明治32）年であり、棚橋の発言に、あるいは本書で活字化された際に、1年のずれが生じている（内閣官報局『法令全書 明治32年』119コマ <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/788012/119>）。
- 5) (1) 松谷茂『打って出る京都府立植物園 幾多の困難を乗り越えて』淡交社、2011年、14-15頁、154-157頁。(2) 松谷茂『京都府立植物園公式ガイドブック とっておき！名譽園長の植物園おもしろガイド』京都新聞出版センター、2011年、138-153頁。
- 6) 岩槻邦男『日本の植物園』東京大学出版会、2004年、10-11頁。
- 7) (1) 京都市・京都市動物園『京都市動物園80年のあゆみ』1984年、1-21頁。(2) 京都市動物園『京都市動物園100周年記念誌 京都市動物園100年のあゆみ』2003年、8-21頁、88-93頁。(3) 宮地伝三郎「川村多実二先生をしのんで」『日本生態学会誌』Vol.15, No.1、1965年、39-40頁。
- 8) 「京阪本会関係者懇談会」『博物館研究』第14巻第9号、1941年、7頁。
- 9) 「博物館事業促進会規則」『博物館研究』第1巻第1号、1928年、16頁。
- 10) (1) 東京都『上野動物園百年史』1982年、第一法規出版株式会社、45-47頁、73頁。(2) 佐々木時雄『動物園の歴史 日本における動物園の成立』講談社学術文庫、1987年、191-233頁。(3) 文部省『学制百年史』帝国地方行政学会、1972年、記述編363-367頁。
- 11) 『博物館研究』第1巻（1928年）に掲載された動物園・植物園・水族館に関する記事は以下の通り。
 - (1) 「博物館ニュース」（京都市立記念動物園、東北大学浅虫臨海実験所附属水族館）第2号10頁。
 - (2) 「植物園の教育的価値」第3号5-7頁。(3) 「内外博物館ニュース」（東京市恩賜動物園の模様換）第3号12頁。(4) 「雑録」（動物園にジオラマ式の応用）第4号9頁。(5) 「内外博物館ニュース」（仁川の水族館建設、名古屋市立動物園の近況、高浜の水族館開園）第4号13頁。(6) 「内外博物館ニュース」（福岡市の記念動植物園建設計画）第6号12頁。(7) 「内外博物館ニュース」（植物園内に博物館建設の議、大阪美術学校の美術館及植物園、淡海高女の記念植物園、紐育の新理科教授と植物園）第7号11-13頁。(8) 「会務報告」【理事会決議事項の中に、「江の島海洋博物館並水族館建設者の依頼に応じ、右に関する設計を立て参考に資する為め、会長より左の諸氏に臨時委員を委嘱された」の文言あり】第7号15-16頁。
- 12) 記者「世界の水族館」「本邦の水族館」『博物館研究』第2巻第1号、1929年、1-7頁。
- 13) 棚橋・宮本、前掲書、82頁。宮本は、「しかし、当時の『博物館研究』を拝見しますと、これもこの前に先生に伺ったのですが、『一記者』の名前で、先生が随分海外のいろいろな論文を翻訳して紹介したり、いろいろな海外博物館のニュースを執筆されたりしていますね」と棚橋に語りかけており、棚橋もこれに対して否定をしていない。
- 14) 「会務報告」『博物館研究』第2巻第1号、1929年、15頁。
- 15) 「江の島水族館設計」『博物館研究』第2巻第5号、1929年、8-10頁。
- 16) 棚橋源太郎「世界の動物園」『博物館研究』第3巻第7号、1930年、1-6頁。
- 17) 「会務報告」『博物館研究』第2巻第4号、1929年、16-17頁。
- 18) 「博物館並類似施設審議機関設置ニ関スル建議」「私立博物館並類似施設陳列品関税免除ニ関スル建議」『博物館研究』第2巻第7号、1929年、1-2頁。
- 19) 一記者「博物館の種類及び其の定義」『博物館研究』第2巻第11号、1929年、1-3頁。

- 20) 棚橋「博物館施設近時の傾向(承前)」前掲号、3-12頁。
- 21) (1) 棚橋・宮本「九十年の人生を旅して」前掲書、36頁。(2) 宮崎博「棚橋源太郎先生年表」『棚橋源太郎-博物館にかけた生涯-』岐阜県博物館友の会、1992年、212-256頁。
- 22) 『博物館研究』第1巻に掲載された戸外博物館に関する記事は以下の通り。(1)「内外博物館ニュース」(英国の戸外博物館)第1号10頁。(2)「内外博物館ニュース」(戸外博物館三笠の盛況)第4号13-14頁。(3)「内外博物館ニュース」(彫塑の戸外博物館)第6号14頁。
- 23) (1) 記者「海外の戸外博物館」『博物館研究』第2巻第2号、1929年、3-5頁。(2)「戸外展観物」同号、5-6頁。
- 24) 棚橋源太郎「眼に訴える教育機関」宝文館、1930年(伊藤寿朗監修『博物館基本文献集』第1巻、大空社、1990年)。
- 25) 「内外博物館ニュース」(英帝国産業館の面目一新、新陳列法、新陳列法の特徴、ジオラマの製作法、透絵の製作法)『博物館研究』第1巻第1号、1928年、9-12頁。
- 26) 「デービット、マーレー氏の博物館論」『博物館研究』第1巻第2号、1928年、6-8頁。
- 27) 「雑録」(博物館のジオラマ式陳列、動物園にジオラマ式の応用)『博物館研究』第1巻第4号、1928年、8-10頁。
- 28) 「雑録」(水族の生態陳列)『博物館研究』第2巻第1号、1929年、7-10頁。
- 29) 一記者「博物館の組合せ陳列法」『博物館研究』第2巻第6号、1929年、1-4頁。
- 30) 京都市・京都市動物園、前掲書、29-30頁。
- 31) (1) 東京都、前掲書、158-162頁。(2) 石田戡『日本の動物園』東京大学出版会、2010年、67-68頁。
- 32) 「文部省へ具申並に建議」『博物館研究』第13巻第1号、1940年、6-7頁。
- 33) 「博物館令(勅令案)」「博物館令施行規則(省令案)」「博物館ノ設備及経営ニ関スル事項(告示案)」「公立博物館職員令(勅令案)」日本社会教育学会社会教育法制研究会『社会教育法制研究資料XIV』1972年、192-197頁(植口秀雄による解説文あり)。
- 34) 「京阪本会関係者懇談会」『博物館研究』第14巻第9号、1941年、7頁。
- 35) 「博物館法令制定に関し陳情」『博物館研究』第15巻第9号、1942年、6-7頁。
- 36) 「帝都及び近県博物館関係者秋季懇談会」『博物館研究』第18巻第1号、1946年、13-15頁。なお、第18巻は1945年にも1、2、3月合併号として第1、2、3号が発行されている。
- 37) 「博物館令の制定へ」同上号、1頁。
- 38) 「協会消息」『博物館研究』復興第1巻第1号、1946年、4-8頁。
- 39) (1) 東京都、前掲書、254-255頁。(2) 日本社会教育学会社会教育法制研究会、前掲書、200頁。
- 40) 棚橋「博物館動植物園法」日本社会教育学会社会教育法制研究会、前掲書、9-21頁。
- 41) 棚橋「博物館と動植物園とはなぜ同一法で律するを可とするか」社団法人日本博物館協会『会報』第9号、1950年、1-3頁。
- 42) 文部省「博物館法案要綱案」、「博物館法草案」日本社会教育学会社会教育法制研究会、前掲書、27-34頁。
- 43) 社団法人日本博物館協会「博物館法草案・博物館審議会令案修正意見」『博物館法草案』(二五、一二、一一)に対する修正案同上書、36-40頁。
- 44) 文部省「博物館法草案」(二六、一、八)、「博物館法案」(二六、二、九)同上書、40-50頁。
- 45) 川崎繁「博物館法の制定」同上書、151-154頁。
- 46) 文部専門員及び文部省「博物館法案」同上書、50-57頁。
- 47) 文部専門員及び文部省「答弁資料」同上書、62-87頁。
- 48) 文部省「博物館に関する諸問題」同上書、150-151頁。
- 49) 「第十二回国会衆議院文部委員会議録抜萃」(1951/11/21)、「衆議院会議録(官報号外)抜萃」(1951/11/21)、「第十二回国会参議院文部委員会議録第十一号抜萃」(1951/11/21)、「第十二回国会参議院文部委員会議録第十三号抜萃」(1951/11/24)、「参議院会議録(官報号外)抜萃」(1951/11/26)同上書、113

龍端：日本の動物園・水族館は博物館ではないのか？

-150 頁。

- 50) 注 31) (1) に同じ。
- 51) 注 39) (1) に同じ。
- 52) (1) 「日本動物園協会臨時総会」社団法人日本博物館協会『会報』第 14 号、1952 年、16 頁。(2) 東京都、前掲書、275 頁。なお、この 1952 年の臨時総会については、『上野動物園百年史』、日博協『会報』ともに、「日本動物園水族館協会」ではなく、「日本動物園協会」と記述している。
- 53) 川崎繁「博物館法の制定」日本社会教育学会社会教育法制研究会、前掲書、151-154 頁。
- 54) 注 52) (2) に同じ。
- 55) 「日本動物園協会臨時総会」社団法人日本博物館協会『日本博物館協会会報』17 号、1952 年、13-14 頁。
- 56) 「博物案法制定 10 周年記念座談会」『博物館研究』第 34 巻第 12 号、1961 年、6-12 頁。
- 57) 石田、前掲書、78-79 頁。
- 58) 東京都、前掲書、273-275 頁。博物館相当施設の指定に関しては、1971（昭和 46）年 6 月 5 日社会教育局長通知により、公立の施設は教育委員会が所管しなければならないとされた。しかし、規制緩和の流れの中で、1998（平成 10）年 4 月 17 日生涯学習局長通知により、地方公共団体の長等が所管する施設についても、博物館相当施設として指定できることとなった（財団法人日本博物館協会編『博物館関係法令集』、2002 年改訂発行、34-37 頁）。
- 59) 同上書、254 頁。

* 本文、注に於いて、引用文献の漢字は現行当用漢字に改めた。

2013 年 12 月 27 日受理